

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、町は、町内の災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じる。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行う。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- 3 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加促進
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 研修、講習会、講演会等の開催
- 9 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町地域防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア (家庭内、組織内の) 連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 要配慮者における防災教育

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育の充実強化を図るとともに、要配慮者をはじめ、家族、町民に対する防災知識の普及活動について広報誌等を通じて行うほか、防災パンフレット、防災マップ等を作成し、配布することにより、日頃から防災に対する意識の高揚を図る。

第7 社会福祉施設等の施設管理者における防災教育

町は、社会福祉施設等の施設管理者及び職員の対応能力を高めるために、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、防災教育の充実強化を図る。

第8 企業防災の促進

町は、民間企業に対して、従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生等、災害時に企業が果たす役割について啓発する。

第9 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

1 町の災害対応能力の強化を図る訓練

- (1) 災害対策本部設置運営訓練
- (2) 情報収集・伝達（広報）訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 避難場所開設・運営訓練
- (5) 安否確認訓練
- (6) 物資搬送供給訓練
- (7) ペットの受入訓練
- (8) 医療救護・救助救出訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 消防訓練
- (11) 非常招集訓練
- (12) 凶上訓練
- (13) 総合防災訓練
- (14) 孤立対応訓練
- (15) その他災害に関する訓練

2 地域住民の防災知識・意識の向上を図る訓練

- (1) 身の安全を確保する訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 救出救護訓練

- (6) 防災図上訓練
- (7) 避難場所開設運営訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第4 民間団体等の連携

町は、道及び防災関係機関等と連携し、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 町民等の備蓄

町は、広報誌やパンフレット、防災イベントや講演会等の各種行事、防災訓練等あらゆる機会を通じ、家庭や事業所等における備蓄や災害時の非常持出品について、次の事項について啓発を行い、周知徹底を図る。

1 個人・家庭

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料及び飲料水等の備蓄に努めることを啓発する。
- (2) 備蓄に当たっては、日常生活の中で使う食材や生活用品を多めに常備し、半分消費した時点で同じ量だけ購入して一定量を保っていくことを啓発する。
- (3) 乳幼児や高齢者がいる家庭等においては、粉ミルクやほ乳瓶、紙おむつ、また、生理用品等個人で特に必要となるものの備蓄に努めることを啓発する。

2 事業所等

- (1) 従業員等の最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品等の物資のほか、防災用資機材等の備蓄に努めることを啓発する。
- (2) 発災直後の消火、救出救護活動等については、事業所内のみならず、近隣住民と協力した地域の応急活動が重要であることから、できるだけ近隣住民も対象とした備蓄に努めることを啓発する。

第2 町の備蓄

1 基本方針

災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄量・備蓄場所・調達方法を定めた計画を策定し、備蓄に努める。また、民間事業者等との支援協定の締結を推進し、物資を迅速かつ円滑に供給するための対応策の整備に努める。

2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、民間事業者等と、災害時における資機材の貸与に関する協定の締結を推進する。また、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第3 道からの支援

町は、自ら食料、その他の物資の調達等を行うことが困難な場合、道より物資の支援を受ける。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

町は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整える。
- 3 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく。

なお、組織の編成に当たっては、町民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、町民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者等に対す

る避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は、「北海道地域防災マスター※」等の地域の防災活動におけるリーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図るとともに人材の養成に努める。

(※) 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構え等を身につけた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われる。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所の確保及び整備等については、この計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、地域の会館等安全な場所へ移動するなど安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるとともに環境整備に努める。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結する等、具体的な手順を定めるよう努める。
- 5 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所（園）等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第2 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさ等の地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを

日頃から住民等への周知徹底に努める。

- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止された、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

項目	内容
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。
 - (4) 要配慮者の利用及び福祉避難所の収容数等を考慮し、各避難場所において福祉避難スペースを確保し、要配慮者のニーズに対応できるよう努めること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努める。
 - (1) 避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止された、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示する。

第4 避難場所、避難所の住民への周知

避難場所等の指定を行った場合は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

- (1) 避難場所等の名称・所在地
- (2) 避難対象世帯の地区割
- (3) 避難場所等への経路及び避難手段
- (4) 避難時の携行品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- (3) 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

第5 町の避難計画

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域等、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載したハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

3 避難計画の作成等

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯綜し、居住者や避難場所への受入状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難場所における入所者登録等の重要性について、避難場所担当職員や避難場所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）等、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。

第6 良好な避難生活環境の確保等

1 施設の整備

避難場所として指定されている施設について、良好な生活環境の確保に努める。その際、国の支援（補助金等）の活用を検討する。

2 避難場所における備蓄等

食料や飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に必要不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちに提供できるよう、備蓄の推進を図るとともに、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄について検討する。

第7 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第8 公共用地等の有効活用への配慮

町は、道や関係機関と連携し、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、この計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受ける場合が多い、情報を入手しにくい、避難場所における良好な環境を得にくい等の状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

(1) 全体計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、本計画の下位計画として全体計画を定めるよう努める。

(2) 要配慮者の把握

行政区等や関係機関等と連携して、日常生活において寝たきりの高齢者、身体に障がいを有する者、長期病気療養者、認知症を有する高齢者等、災害が発生したときに自力で避難することが困難な者について、あらかじめその実態を把握するとともに、避難行動要支援者名簿の作成等に努める。

また、ひとり暮らし高齢者についても、防災上の配慮が必要であるため、あらかじめその実態を把握しておく。

要配慮者	避難行動要支援者
(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者	(1) 身体障害者手帳2級以上（内部障がい除く）の手帳の交付を受けている独居世帯・夫婦世帯の者等
(2) 療育手帳の交付を受けている者	(2) 療育手帳Aの交付を受けている独居世帯・夫婦世帯の者等
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	(3) 精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けている独居世帯・夫婦世帯の者等
(4) 要支援及び要介護の認定を受けている者	(4) 要介護認定3以上の認定を受けている独居世帯・夫婦世帯の者等
(5) 北海道が把握している難病患者	
(6) 妊産婦、乳幼児	
(7) 外国人	

要配慮者	避難行動要支援者
	(5) 北海道が把握している難病患者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難場所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難場所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・上水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制

を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第3 乳幼児・妊産婦に対する対策

乳幼児は、危険を判断して行動する能力はなく、あるいは弱いため、乳幼児救護対策のため、広報誌、防災パンフレット等を作成し、配布する等により、日頃から保護者の防災に対する意識・知識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう災害対応力を高めておく。

妊産婦は、自分で判断して行動はできるものの、行動機能が低下しているため、災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力すること等の対策を、日頃より指導する。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画の定めるところによる。

第1 町防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定める。
- 2 情報に関して必要とする資料その他を積極的に町防災会議構成員間で共有するとともに、本計画に資料として掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報伝達手段として、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(L-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール)、SNS等の多様な伝達手段を活用し、地域住民、事業所等へ情報を提供できるように整備を推進する。
なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

本町においても、人口、産業の市街地への集中がみられ、町における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、準防火地域等が指定されている。

第2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第10節 上下水道災害予防計画

上下水道施設の早期復旧を図るよう、施設の災害予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 上水道施設の整備

上水道施設の耐震性を強化し、断水区域を最小限にとどめ、かつ断水期間を短縮することを目的とし、被害箇所をできるだけ少なくするための施策を推進する。

2 災害時応急体制の整備

- (1) 給水車、配給用の容器等の応急給水資機材及び応急復旧工事に必要な資機材の整備を推進する。
- (2) 災害が予想される場合の応急復旧体制を整備するとともに、緊急対応マニュアル及び業務継続計画の整備を推進する。
- (3) 災害時における地域住民の即応体制を図るための広報、啓発の強化を推進する。
- (4) 関係機関及び他市町村との応援協定を締結し、応急体制の強化を推進する。

第2 下水道

1 下水道施設の整備

下水道施設の耐震性を強化し、下水道施設の被害を最小限にとどめ、浸水災害等の被害を防止するため、下水道施設の整備を推進する。

2 災害時応急体制の整備

- (1) 下水道BCPを整備し、定期的に点検調査を実施する。
- (2) 応急復旧工事に必要な資機材の整備を推進する。
- (3) 関係機関及び他市町村との応援協定を締結し、応急体制の強化を推進する。
- (4) 大雨災害による浸水に備え、可搬式ポンプの確保やマンホールの飛散防止等、浸水防止対策を推進する。

第11節 消防計画

この計画は、火災の発生を予防し、また、火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、消防の組織及び火災予防対策、警報計画等に関し、必要な事項を定める。

第1 消防体制の整備

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第二次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進する等、消防の対応力強化に努める。

第2 消防機関の組織及び消防職団員の配置

消防機関の組織、消防職員及び消防団員の配置は、それぞれ資料18、19のとおりである。

資料18	消防組織図	267
資料19	消防職員及び消防団員の配置	268

第3 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、「消防水利の基準」に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

なお、消防施設の状況については、資料20のとおりである。

資料20	消防力の現況	269
------	--------	-----

第4 火災予防対策

建築物の高層化及び複雑多様化に対応して消防の予防対策も年ごとに専門的技術が要求されている。

しかし、消防だけがいかに声を大にして無火災を宣言しても、地域住民の協力がなければその実を挙げることはできず、そのため、消防の予防行政と地域住民が一体となって、火災発生の防止と延焼火災危険の排除に努める。

1 火災予防指導

(1) 建築物確認申請に伴う消防同意

「消防法（昭和23年7月24日法律第186号）」（以下、「消防法」という。）第7条の規定に基づく建築物の新築、移築、改築等に伴う許可、認可及び確認に係る消防同意は防火上の観点から審査（火災発生危険、延焼拡大要素の排除、避難安全の確保等）し、建築物の防火安全対策を図る。

(2) 消防用設備等の着工審査

「消防法」第17条の14の規定に基づき、消防法施行令第36条の2第1項に定める消防用設備等の設置に係る工事の着工届の審査は消防法施行令第8条から第33条の2までに定める技術上の基準に適合させるよう審査し、防火対象物火災の早期発見、通報及び初期消火、安全避難体制の確立を図る。

(3) 危険物製造所等の許可、認可

「消防法」第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵、仮取扱の承認審査、同法第11条の規定に基づく危険物製造所等の設置又は変更の許可審査、同条第5項ただし書に定める仮使用承認審査及び完成検査は、危険物の規制に関する政令第9条から第27条までに定める技術上の基準に適合させるとともに、危険物災害の排除に努める。

(4) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）」第3条第3項の規定に定める液化石油ガス販売事業の許可のための、消防長、消防署長の意見書交付については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号）」の技術上の基準及び火災予防条例その他防火関係法令に適合させるとともに液化石油ガス施設等の災害の排除に努める。

（5）防火管理者、危険物取扱者、液体燃料使用ストーブ等の整備業者、消防設備士等の養成

ア 防火管理者講習会の開催

「消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）」第3条第1項第1号に規定する防火管理者

資格付与講習会を消防長が必要と認めたときに実施する。

イ 危険物取扱者及び消防設備士の養成

危険物取扱者及び消防設備士の養成に努め、資格者による危険物施設等の災害防止、並びに消防用設備等の適正な設置及び維持、管理に努める。

ウ 液体燃料使用のストーブ等の整備業者の熟練者養成を全国消防長会北海道支部の計画に基づき財団法人日本石油燃焼機器保守協会に依頼して講習会を実施する。

(6) 民間防火組織等の養成

地域社会における安全の確保には、住民一人ひとりが常に防火・防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけるよう、防火意識の高揚を図るとともに民間の防火組織として地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ、あるいは地域の自主的防火組織の育成強化に努める。

2 火災予防運動等の実施

(1) 年2回、地域住民の防火思想の普及と高揚に努めるとともに、自主的な火災予防の実践を図る。

春の火災予防運動期間 4月20日から4月30日まで

秋の火災予防運動期間 10月15日から10月31日まで

(2) 「防火の日」の設定

毎月10日を「防火の日」として設定し、事業所及び一般家庭の火気設備、消防用設備等及び避難通路の確保等について自主的点検を促す。

3 火災予防査察

近年における都市構造及び建築構造の変化、危険物の増加、国民の生活様式の変化等に伴って複

雑多化する災害の発生未然防止に対処すべく、火災予防査察を実施し、火災予防上の不備欠陥事項については、適正な指導、指示を行い必要に応じ文書をもって措置を講じ、火災危険、その他災害を排除する。

(1) 一般防火対象物

ア 署員の査察

支署長の指定する地域（主として市街地、密集地）の対象物について査察を実施し、不備、欠陥、過去指摘事項の早期改善については、その危険性を十分理解させ積極的に改善するよう指導の徹底を図る。

イ 団員の査察

団長の指定する地域（主として密集地以外の地域）の対象物について一般火気設備及び乾燥機等について、査察指導を行い防火思想の高揚を図ることを重点に実施する。

(2) 特、指定防火対象物

ア 査察

防火診断、消防計画の作成及び見直し指導、消防計画に基づく消防用設備等の維持管理、避難訓練等の励行、指摘事項の早期改善について、必要に応じ結果通知書を発行し、積極的に改善指導の徹底を図る。

(3) 危険物施設等

ア 査察

施設の維持管理及び点検記録表の作成、危険物の適正な貯蔵・取扱いについて指導を行い指示及び違反事項については必要に応じ結果通知書を発行し積極的な取締りを励行する。

イ 特殊車両の指導

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両は、査察と同時に実施し、点検記録表に基づく点検の励行を促し災害の未然防止について指導する。

(4) 表示対象物

防火対象物にかかる防火基準適合表示要綱に基づき指導を図る。

(5) 歳末特別査察

特定防火対象物（年末にかけて火災発生危険度の高い飲食店等）の火気設備避難設備等を重点に指導する。

第5 警報対策

1 火災警報

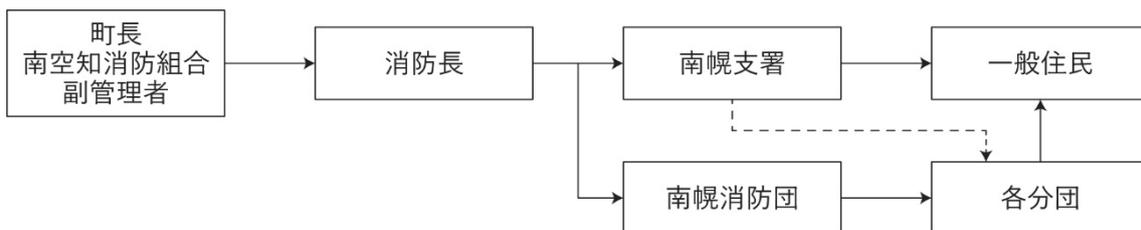
町長（南空知消防組合副管理者）は道知事（空知総合振興局長）から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報を受けたとき、又は気象の状況が次に定める火災警報発令条件となり、火災の予防上危険であると認めるときは、「消防法」第22条に基づく火災警報を発令する。

(1) 実効湿度65%以下にして風速7m/s以上となり最小湿度が45%以下のとき。

(2) 実効湿度60%以下にして風速7m/s以上のとき。

2 火災警報の伝達

火災警報の伝達方法は、次による。



火災警報伝達系統図

住民への周知方法はサイレン、打鐘信号及び旗、吹流しの掲揚、掲示板の掲示並びに広報車等の運行により行う。

火災警報は、「消防法施行規則」第34条の規定による消防信号による。

3 火災警報の解除

風速の減退又は降雨等により、災害の危険が除去されたことを町長（南空知消防組合副管理者）が認めたとき解除される。

4 消防職団員の招集

消防職団員の招集は、火災発生時、火災警報発令時、その他消防長、署（支署）長及び消防団長が必要と認めたときに招集する。

招集は、次のとおりとする。

項目	区分	参集人員	集合場所
火災警報発令時	職員	全員	各署所及び分遣所
	団員	団長が必要と認める人員	所属分団
第1種出動 及び 第2種出動	職員	出動計画に基づく出動隊の要員全員 その他消防長、所属長が必要と認める人員	各署所及び分遣所
	団員	出動計画に基づく出動隊の要員全員	所属分団又は火災現場
演習訓練	職員	所属長の指示する人員	所属長の指定する場所
	団員	団長及び所属長の指示する人員	所属長の指定する場所
その他	職員	所属長の指示する人員	所属長の指定する場所
	団員	所属長の指示する人員	所属長の指定する場所

5 出動

消防機関が火災を覚知したとき又は付近の住民から判然としない通報又は報告があったとき、それぞれの区分に応じて出動する。

(1) 火災出動

火災出動は南空知消防組合火災出動計画に基づき出動する。

(2) 偵察出動

偵察出動とは、火災とまぎらわしい事態を発見又は通報を受けたとき、タンク車又は普通ポンプ車で出動するものをいう。

第6 相互応援

拡大災害に対処するため及び境界地域等の災害に対処するために、「消防組織法（昭和22年2月23日法律第226号）」第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を締結し、被害の軽減を図る。

1 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）は、北海道の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に有効に対処することを目的として、平成3年2月13日、道内72消防本部で締結（現在は58消防本部）した。

2 応援の要請等

応援の要請、派遣等については、資料60による。

3 応援協定締結市町等

応援協定締結市町等については、資料60による。

資料60 各種協定等

443

第7 教育訓練

消防職団員は地域住民の生命身体及び財産を災害から保護することを任務としていることから、消防活動を適切に行うために十分な教育訓練を実施する必要がある。

1 教育

(1) 学校教養

消防職団員の学校教養は、消防大学学校教育訓練計画及び北海道消防学校年度別教育訓練計画による。

(2) 一般教養

一般教養は職務上監督的地位にある者が、常時部下の統率指導を通じて講習、研究会、実務研修、機関紙等資料配布及び消防関係法令の改正、演習訓練等の教育を行う。

2 訓練

(1) 基礎訓練

消防職団員にあつては、年間の訓練計画を策定し、訓練礼式及びポンプ操法、その他消防用機械器具の取扱いを訓練する。

(2) 火災防ぎょ訓練

火災防ぎょは技術であり科学である。火災という急迫した状態において被害を最小限度に止めるための特殊な訓練をする。

3 水災防ぎょ訓練

(1) 基本訓練

水防警報等により、消防機関の招集、出動の体制を取るようになるが、危険箇所での早期出動又は水防のための一部出動と消防機関全員の出動等があるが、過去の被害等を想定し、経験に基づいた招集、出動の訓練をする。

(2) 水防訓練

過去の経験に基づいて水害を想定し、それぞれの地区の実情に応じた訓練を反復実施する。

4 救助、救急訓練

災害があれば必ず人命の危険が潜在している。これらを排除することは、消防機関の使命であり、火煙の中で要救助者の有無を確かめる人命検索、あるいは救急隊員によって傷病者を搬送するものがあるが、救助、救急とも災害防ぎよ前又は防ぎよ活動と並行して行動しなければならないので、各種の災害を想定し地域の実情にあった訓練をする。

5 総合防災訓練

消防機関は、地域社会における防災機関の中核としての活動をすることから、地域防災計画に基づく総合防災訓練等に進んで参加し、精神面の養成、技術の練磨をするよう訓練する。

第8 救助、救急計画

各種災害及び各種事故等による救助、救急を必要とする傷病者を安全な場所へ救出し応急処置を実施し、更に迅速的確に医療機関に搬送するためのものである。

1 救助、救急活動の原則

人命救助活動は、あらゆる災害による人命危険から救出することであり、他の警防活動に最優先して実施されるものである。

救急活動については、南空知消防組合救急業務運用規程、その他の法令等によるもののほか次による。

- (1) 現場到着と同時に実施し、災害の特殊性、危険性、事故の内容等を判断し、二次災害を排除し、安全確実かつ迅速に行う。
- (2) 隊員相互の連絡を密にし、原則として単独行動はしない。
- (3) 要救助者は、危険度が高い者から優先して救出する。
- (4) 救出場所は、原則として屋外で最も安全な場所とする。
- (5) 群集心理による混乱防止に努める。

2 出動

出動に関する計画は、組織計画における救助、救急活動組織の編成により、災害の規模状況、場所等を判断しこれに対応する。

所要人員、車両等を勘案し最も効果的に出動するものとし、関係機関は相互に協力して業務遂行を図る。

- (1) 平常時の出動（消防職員で対応できるもの）
 - ア 通常出動 救助、救急業務を要する事故を覚知し、消防署員で対応しえるもの。
 - イ 増強出動 消防署で所属長が災害、事故等の規模、状況等により隣接の支署に増強要請を行うもの。
- (2) 非常時の出動

救助、救急活動の規模又は状況が通常の体制で対処できないとき、又はそのおそれのあるときは、関係所属長は消防長、消防団長に速やかに報告するとともに、火災警防計画における招集に準じた要領により消防職団員を招集し救助、救急活動組織を編成し、活動体制の強化を図る。

3 医療機関との協力体制

各所属長は、地域医療機関と密接な連絡をとり、次の事項を調査し緊密な協力体制を確立し、傷病者の生命維持及び身体の安全のため迅速な対応を図らなければならない。

- (1) 管内及び管外の医療機関の名称、診療科目、所在地、責任者名連絡用電話番号等
- (2) 夜間、休日等の傷病者の受入れ体制
- (3) 現場応急救護所等の出動協力体制
- (4) その他必要な事項

4 応急救護所の設置（要請）

大規模災害（集団災害事故等を含む）等により、現場応急処置を必要とする者が多数発生し、各医療機関が傷病者を収容不能となったとき、又は救助、救急活動に支障が生じたときは、各関係町にその状況を報告するとともに、災害対策本部の設置に協力し、本部が設営されたときはそのもとに活動するものとし、応急救護所の開設を要請する。

5 救助用資器材の調達

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条に定める救助用資器材を確保するとともに、不足資器材については、保有事業所等の把握及び調達計画を確立しておく。

- (1) 重量物排除用資器材
- (2) 水難救助用資器材
- (3) 高所救助用資器材
- (4) その他必要と思われる資器材

6 その他

この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、南空知消防組合消防計画による。

第12節 文教予防計画

災害の発生に備え、学校や保育所等の文教施設の災害予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第2 災害対策の検討

町内の文教施設は、立地や通学（園・所）する児童生徒の人数、年齢、通学（園・所）方法等が施設ごとに異なっている。そのため、施設ごとに立地や周辺環境、施設の規模を考慮した学校防災マニュアル等の作成といった災害対策の検討が必要であり、施設管理者はその整備に努める。

第3 文化財保全対策

「文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）」、「北海道文化財保護条例（昭和30年11月30日条例第83号）」及び「南幌町文化財保護条例（昭和54年3月16日条例）」等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、平時から常に当該指定物件の保全、保護に当たる。

第13節 農林業予防計画

災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に止めるために、町、関係施設等の管理者が実施する施設整備等の予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 農林業施設等の予防対策

農林水産業用施設の管理者が行う災害予防対策は次のとおりとする。

1 農地及び農業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。

また、災害時の対処を円滑に実施するため、南幌町農業協同組合との協力体制の確保に努める。

(2) 施設等の点検

町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、平常時から農地・農業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、農地・農業用施設に係る洪水浸水想定域等の災害リスクの周知に努める。

(3) 田んぼダムの推進

町は、水田の貯留機能を活用した田んぼダムの整備を推進し、農地等の被害の軽減に努める。

2 林地及び林業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。

(2) 施設等の点検

町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、平常時から林地・林業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(3) 倒木対策の推進

町は、町有林の倒木の防止や倒木による二次災害を防止するため、南空知森林組合と連携し、町有林の保全管理、計画的な整備の推進に努める。

第14節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。なお、「水防法」に基づく「南幌町水防計画」は、この計画とは別に定める。

第1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第17節「融雪災害予防計画」による。

- 1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施する等河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

- 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（移動局を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

- 3 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

（1）洪水予報、水位到達情報の伝達方法

（2）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（3）防災訓練として町長が行う洪水及び雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

（4）洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、これらの施設の名称及び所在地

（5）要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報の伝達方法

（6）町長は、本計画において定められた上記（1）～（3）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（7）町は、「水防法」に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

第2 水防計画

水防に関する計画は、「水防法」に基づいて作成した「南幌町水防計画」の定めるところによる。

第15節 風害予防計画

風による公共施設、農地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じ、町は、施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定等強風による落下防止対策等の徹底を図る。
- 3 町は、台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対し、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第16節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策は、「北海道雪害対策実施要綱」（資料48）を準用するほか、この計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料48）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項について十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を擁立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料・燃料の供給対策
 - (2) 医療対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害や溢水災害等に十分配慮し設定すること。

資料48 北海道雪害対策実施要綱

388

第2 除雪路線実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- 1 国道路線の除雪は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。
- 2 道道路線の除雪は、札幌建設管理部長沼出張所が行う。
- 3 町道路線の除雪は、町が行う。

第3 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

町長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは本部を設置する。

- 1 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 2 雪害による交通まひ、渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。

第4 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を検討し、主要幹線より順次除排雪を実施する（資料23参照）。

資料23 除雪作業基準

283

第5 異常降雪時における交通規制

通行禁止等の交通規制については、災害の発生があらかじめ予想される場合には、管理権に基づき道路管理者が規制するもので、管理者の規制を待ついとまのない緊急の事態の場合に、現場における警察官による交通規制が行われる。

第6 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線障害の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部は、施設の改善、応急対策の強化等を図る。

第7 電力施設雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社栗山営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行う。

第8 交通関係機関の措置

雪害により主要交通機関の運行が困難となった場合、次の措置を講ずる。

- 1 バス機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を道路管理者及び警察等関係機関に通報する。

第9 異常降雪時における報道

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整える。

第10 排雪

排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、次の事項に配慮する。

- 1 雪捨て場は、交通の支障のない場所を選定すること。
- 2 河川等を利用して雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、設定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努めなければならない。

第17節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料49）に準じ、防災関係機関の相互連携のもとに実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料49）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、パトロール、日常点検の実施に努めること。
- 9 融雪出水に際し、地域住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料49 北海道融雪災害対策実施要綱

394

第2 気象情報の把握

融雪期においては、気象警報等により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し融雪出水の予測に努める。

第3 重要水防区域等の警戒

重要水防区域等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- 1 町及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行う。
- 2 町は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。

第4 河道内の障害物の除去

町は、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合又は流氷による橋梁の流失を防止するため、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。

第5 下水道及び水門等の点検

町は、下水道の点検及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、水門等の操作点検を実施する。

第6 道路の除雪

道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な通行の確保を図る。

第7 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者並びに消防機関は、水防活動を迅速かつ効率的に実施するため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに関係機関及び資機材手持業者等にも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

第8 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるように水防思想の普及徹底に努める。

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」（資料48）に基づき、道や防災関連機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

資料48 北海道雪害対策実施要綱

388

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料48）に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項について十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

資料48 北海道雪害対策実施要綱

388

第3 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町や道、国等の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1 道路交通の確保

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬季交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、「建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)」等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町は、積雪期における避難場所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難場所対策

町は、避難場所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難場所の確保に努める。

3 避難場所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

第19節 複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの職員を動員し、後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第20節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

第1 水防区域及び整備計画

災害が予想される重要水防箇所及び位置図は、資料26・27のとおりである。

資料26	重要水防箇所	336
資料27	重要水防箇所位置図	339

第2 危険物貯蔵所等所在一覧

資料29のとおりである。

資料29	危険物貯蔵所等所在一覧	341
------	-------------	-----

第21節 防災に関する計画・マニュアルの整備

町は、防災対策の万全を図るため、防災対策の基本方針を本計画に定め、関連する具体的な対策等は、下位計画として別に定める。

第1 防災に関する計画

1 業務継続計画（BCP）の作成

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各グループの機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

業務継続計画の策定に当たっては、庁舎が防災中枢機能をもった災害対策活動の拠点施設であることを踏まえ、次の対策を講じる。

- (1) 町長不在時における重要な意思決定を行う代行者を定める。
- (2) 庁舎の浸水対策及び耐震化を推進するとともに、庁舎が使用不可能となった場合の代替施設について定める。
- (3) 停電時への対応が可能となるよう、自家発電設備及び代替エネルギー等の整備を推進する。
- (4) 庁舎が孤立により、外部からの食料や飲料水の調達が可能となる場合もあるため、業務を遂行する職員等の食料・飲料水の確保に努める。
- (5) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の整備を推進する。
- (6) 重要な行政資料等の被災を回避するための各種データの整備・保全、バックアップ体制の整備を推進する。
- (7) 災害時に優先して実施すべき業務を定める。

また、町は、事業者に対して、業務（事業）継続計画を策定・運用するよう指導する。

2 災害廃棄物処理計画

町は、大地震や大規模な水害が発生した場合、建物等の被害によるがれき類や、避難場所からのごみ、し尿等、一時的に大量の廃棄物の発生が予想される。また、交通の途絶等に伴い、平常時の収集・処理を行うことが困難になることから、災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に実施するための災害廃棄物処理計画の策定に努める。策定に当たっては、「災害廃棄物対策指針」（環境省）及び「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画」（環境省北海道地方環境事務所）と整合を図るものとする。

3 災害備蓄品整備計画

町は、被害想定に基づく被災者数や避難場所数、各物資の持つ特性や能力等を基に、必要量をあらかじめ算定し、町民の持参率及び地域特性等の条件を考慮した災害備蓄品整備計画を策定し、物資の備蓄に努める。

4 災害時受援計画

町は、大規模な災害が発生した場合、行政機能が低下し、町が実施すべき災害応急対策に必要な人的・物的資源が不足するため、外部からの支援を受ける必要があることから、災害時受援計画を

策定し、人的・物的支援の受入手順や役割分担を明確化するよう努める。

5 避難計画

町は、「第6節 避難体制整備計画 第5 町の避難計画」に掲げる避難計画の策定に努める。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を支援するための手引きやひな形の作成に努める。

6 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画・個別計画）

町は、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者の支援体制の構築、効果的な支援を行うための、避難支援計画の策定に努める。

7 上下水道業務継続計画

町は、大規模災害においても、上下水道施設の機能を維持又は早期回復することが必要不可欠であるため、災害に備えた上下水道業務継続計画の策定に努め、発災時からの機能回復のスピードアップを図る。

第2 防災に関するマニュアル

1 災害時職員初動マニュアル

町は、災害時において、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、「災害対策本部設置前の非常配備体制（初動）」（内規）と併せ、災害時職員初動マニュアルの策定に努め、職員一人ひとりの迅速かつ的確な災害対策の実施を図る。

2 避難場所運営マニュアル

町は、避難場所の運営が円滑に行えるよう、あらかじめ避難場所運営マニュアルの策定に努め、避難場所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にし、町職員以外の者でも、避難場所を運営できるように分かり易いマニュアルの整備を図る。

3 避難勧告等判断・伝達マニュアル

町は、災害発生時あるいは災害の発生するおそれがある場合、住民の被災を最小限にするため、正確な情報を基に状況を判断し、住民に対して迅速かつ的確な避難勧告等の発令並びに伝達を行う必要があるため、避難勧告等の発令及び伝達に関し、どのような状況において、避難勧告等を発令すべきかの判断基準について取りまとめた避難勧告等判断・伝達マニュアルの策定に努める。

4 学校防災マニュアル

町は、各学校における児童生徒等の安全を確保する必要があるため、災害の一連の流れとして、事前・発生時・発生後における児童生徒等が自ら行う安全確保行動や教職員の緊急対応等を定めた学校防災マニュアルの策定に努める。

